

一日も。百年も。



別紙

電気料金メニュー等の 見直しについて

2026年9月28日
中国電力株式会社

1. 見直しの背景（託送供給等約款の変更）

- 2026年8月24日、中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力NW」）は、人口減少や省エネの進展などによる需要想定的大幅な下振れに伴う料金収入の減少を踏まえて、託送料金単価を見直すため、託送供給等約款の変更届出を行いました。
- 2026年7月10日、各一般送配電事業者（中国電力NW、北陸送配電株式会社を除く）は、原材料費や労務費、金利の上昇により、送配電設備の建設および保守などに係る事業運営コストについて、当初想定を上回る費用が増加していること等を踏まえて、託送料金における収入の見直しを変更するため、託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を行い、2026年9月4日に認可を受けました。その後、託送料金単価を見直すため、2026年9月11日に託送供給等約款の変更届出を行いました。

【中国電力NWの見直し前後の区分毎の託送平均単価】

中国電力ネットワーク株式会社の報道資料
（2026年8月24日）をもとに当社作成

（円/kWh、税抜）

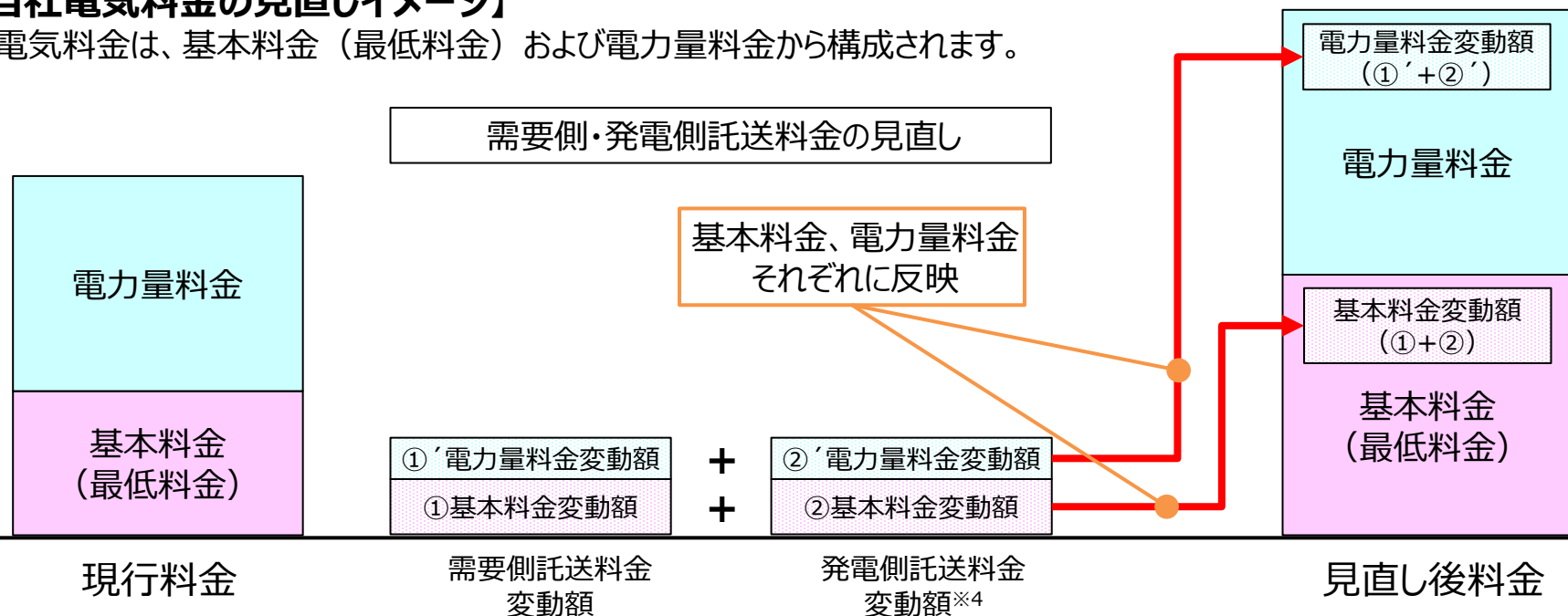
区分		現行	見直し後	差
需要側	低圧	9.34	10.46	+1.12
	高圧	4.62	4.96	+0.34
	特別高圧	1.75	2.11	+0.36
発電側		0.48	0.49	+0.01
全体（需要側+発電側）		5.66	6.29	+0.62

2. 電気料金の見直し内容

- 電気料金には、お客さまへの電気の供給に必要となる送配電設備の利用料金（託送料金）に相当する金額が含まれています。
- 今回、各一般送配電事業者が託送料金を変更することを踏まえ、省令※¹に定められたルール等にもとづき、その変更を従量電灯Aなどの規制料金※²の小売料金に反映しました。また、低圧自由料金※³および高圧・特別高圧料金についても同様に、託送料金の見直しを反映しました。
- これらの料金見直しについては、2026年11月1日以降のご使用分に適用します。

【当社電気料金の見直しイメージ】

- ・ 電気料金は、基本料金（最低料金）および電力量料金から構成されます。



※¹ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

※² 電気特定小売供給約款に定める従量電灯Aや低圧電力などの電気料金メニュー

※³ スマートコースなどの電気サービス約款やファミリータイムなどの選択約款

※⁴ 当社は中国エリア外からも一定量の電源調達を行っていること等の理由により、中国エリア外の発電側託送料金の変動による影響を含む。

3-1. お客さまへの影響額（低圧）

- 今回の見直しにより、いずれのメニューも基本料金（最低料金）および電力量料金が引上げとなります。
- お客さまの電気のご使用量により影響額は異なりますが、料金見直し前後のモデル料金を2026年10月分料金の前提で比較すると、従量電灯Aおよびスマートコースで月間363円、シンプルコースで月間660円、電化Styleコースで月間543円の値上げとなります。

【モデル料金でのお客さまへの影響額】

	モデル使用量等	現行	見直し後	月間影響額	改定率
従量電灯 A	月間電力量 260kWh	8,742円 (7,656円)	9,105円 (8,019円)	363円	4.2% (4.7%)
スマートコース	月間電力量 260kWh	8,575円 (7,489円)	8,938円 (7,852円)	363円	4.2% (4.8%)
シンプルコース	月間使用量 600kWh	20,676円 (18,168円)	21,336円 (18,828円)	660円	3.2% (3.6%)
電化Styleコース	契約電力 10kW 月間電力量 530kWh	18,055円 (15,840円)	18,598円 (16,383円)	543円	3.0% (3.4%)

（注）・料金は税込。

- ・現行料金・見直し後料金には、2026年10月分の燃料費等調整額のうち国の「電気・ガス料金支援」に係る特別措置を除いた金額（燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額）を含む。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた料金を、参考までに（ ）内に示す。
- ・電化Styleコースの月間使用量の内訳は、デイトタイム138kWh、ナイトタイム208kWh、ホリデータイム184kWh。
- ・首都圏のお客さまの見直し内容については、別途当社のホームページ等でお知らせ。

3-2. お客さまへの影響額（高圧・特別高圧）

- 今回の見直しにより、いずれのメニューも基本料金および電力量料金が引上げとなります。
- お客さまの電気のご使用量により影響額は異なりますが、料金見直し前後のモデル料金を2026年10月分料金の前提で比較すると、1～2%程度の値上げとなります。

【モデル料金でのお客さまへの影響額】

区分	モデル	現行	見直し後	月間影響額	改定率
業務用電力	契約電力 : 100kW 月間電力量 : 22千kWh	739千円 (647千円)	748千円 (656千円)	9千円	1.2% (1.4%)
高圧電力A	契約電力 : 100kW 月間電力量 : 19千kWh	630千円 (550千円)	638千円 (559千円)	8千円	1.3% (1.5%)
高圧電力B	契約電力 : 1,000kW 月間電力量 : 280千kWh	8,529千円 (7,359千円)	8,623千円 (7,453千円)	94千円	1.1% (1.3%)
特別高圧 電力A (20kV)	契約電力 : 3,000kW 月間電力量 : 840千kWh	23,985千円 (20,474千円)	24,347千円 (20,836千円)	362千円	1.5% (1.8%)
特別高圧 電力B (20kV)	契約電力 : 5,000kW 月間電力量 : 1,700千kWh	45,741千円 (38,635千円)	46,377千円 (39,271千円)	636千円	1.4% (1.6%)

（注）・料金は税込。端数処理の関係上、金額が一致しない場合あり。

・現行料金・見直し後料金には、2026年10月分の燃料費等調整額のうち国の「電気・ガス料金支援」に係る特別措置を除いた金額（燃料費調整額、市場価格調整額、離島ユニバーサルサービス調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額）を含む。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた料金を、参考までに（ ）内に示す。

・力率：100%、月間電力量：夏季25%、その他季75%により算定。

4. その他の供給条件の見直し内容

- その他料金単価以外の供給条件について、11月1日付で以下のとおり見直します。なお、これらの見直しは、規定内容をより分かりやすく記載する観点や、今日的な見直しを反映するために実施するものです。

共通（規制料金、低圧自由料金、高圧・特別高圧料金）

（災害特措に係る規定の見直し）

- 災害救助法が適用された場合等の特別措置について、原則として、り災証明書等を提出いただき、特別措置を適用することとしていますが、託送供給等約款との整合を踏まえて、「原則として」の規定を「必要に応じて」に変更します。

規制料金、低圧自由料金

（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置に係る規定の見直し）

- 検針結果の受領方法の変更により、当該特別措置の適用が不要となったため、当該規定を削除します。

高圧・特別高圧料金

（高圧・特別高圧料金における燃料費等調整に係る規定の見直し）

- 高圧・特別高圧料金における燃料費等調整のうち、燃料費調整の「基準単価」、市場価格調整の「基準市場価格」・「換算係数 $x \cdot y$ 」・「調整係数」について、年度ごとに変更する場合があることを規定しています。
- 年度ごとに数値を変更する場合があることから、変更後の数値を、お客さまにより正確かつ速やかに確認いただくため、規定から数値を削除し、翌年度に適用する数値を、年度が開始する3ヵ月前までに当社ホームページ上でお知らせする扱いへ見直します。なお、2026年度における数値の変更はありません。

⇒ 次頁に参考イメージを記載

(参考) 燃料費等調整単価の算定イメージ

- 燃料費等調整は、①燃料費調整 ②市場価格調整 ③離島ユニバーサルサービス調整で構成されています。
- これらの構成要素のうち、赤枠内の4項目について、規定から数値を削除し、該当する年度が開始する3ヵ月前までに、当社ホームページ上でお知らせする扱いへ見直します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

① 燃料費調整

・燃料価格(原油・LNG・石炭)の変動を調整

平均燃料価格※1

$$\begin{aligned} & \text{平均原油価格} \times \alpha \\ & + \\ & \text{平均LNG価格} \times \beta \\ & + \\ & \text{平均石炭価格} \times \gamma \end{aligned}$$

<換算係数>

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

基準燃料価格

41,900円/kl

燃料費調整単価

$$= \text{平均燃料価格と基準燃料価格の差} \div 1,000 \times \text{基準単価}$$

<基準単価>

高圧 0.177円/kWh 特別高圧 0.174円/kWh

② 市場価格調整

・市場価格(卸電力取引市場調達量・FIT ※2 買取電力量の調達価格)の変動を調整

平均市場価格 ※1

$$\begin{aligned} & \text{平均市場価格(全日)} \times x \\ & + \\ & \text{平均市場価格(昼間※)} \times y \\ & \quad \text{※8時～16時} \end{aligned}$$

<換算係数>

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

基準市場価格

9.45円/kWh

市場価格調整単価

$$= \text{平均市場価格と基準市場価格の差} \times \text{調整係数}$$

<調整係数>

高圧 0.265 特別高圧 0.259

③ 離島ユニバーサルサービス調整

・託送供給等約款に基づき、離島供給の燃料価格の変動を調整

離島平均燃料価格※1

$$\begin{aligned} & \text{平均原油価格} \times \alpha \\ & + \\ & \text{平均LNG価格} \times \beta \\ & + \\ & \text{平均石炭価格} \times \gamma \end{aligned}$$

<換算係数>

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

離島基準燃料価格

79,300円/kl

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= \text{離島平均燃料価格と離島基準燃料価格の差} \div 1,000 \times \text{離島基準単価}$$

<離島基準単価>

高圧 0.001円/kWh 特別高圧 0.001円/kWh

※1 料金算定月の3～5ヵ月前の3ヵ月の平均値

※2 法令で定められた再生可能エネルギーの固定価格買取制度